

久喜市保育士等人材確保支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
久喜市保育士等人材確保支援事業費補助金交付要綱（平成31年久喜市告示第
110号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、常勤保育士等が次の各号に掲げるいずれかに該当する者であるときは、当該常勤保育士等に給付する就労支援金は、補助対象経費としない。

(1) 補助金の交付を申請する会計年度の前会計年度中に指定保育士養成施設（法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。）を卒業した者であるとき。

(2) 補助金の交付を申請する会計年度の前会計年度中に保育士試験（法第18条の8第1項に規定する保育士試験をいう。）に合格した者であるとき。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。